

(一財)札幌市住宅管理公社 標準仕様書

I 適用範囲

この仕様書は、(一財)札幌市住宅管理公社(以下「公社」という。)が発注する小額工事(単価契約による請負工事を含む。)及びそれら工事費の見積において適用する。

II 施行条件

1 適用基準

建築、電気及び機械の各工事について、特記なき場合は当該改修工事標準仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)を、土木の工事については、土木工事共通仕様書(札幌市財政局工事管理室監修)を、それぞれ準用する。

2 その他特記事項

前1に掲げるほか、特記仕様書又は現場説明事項に基づき施行するものとする。

3 仕上げの程度

特記なき場合は、改修前の機能・意匠を踏襲し、それらの回復を図るに必要十分な程度とする。

III 一般事項

1 工事工程表の提出

契約締結後5日以内に提出すること。公社担当者の承諾がある場合は、報告に代えることができる。

2 諸法規の遵守

建設業法その他関係法令・規定類を遵守し、工事の適正な施行を図ること。

3 建設リサイクル法該当工事の事前協議・書類提出

該当する工事(例:建築物の解体等で延べ面積80㎡以上)については、同法に基づき、必要な事前協議及び書類提出を行うこと。

4 施行中の安全と環境確保

関係法令に従って事故の防止に努めるとともに、公害その他災害の発生の恐れがある場合は、公社担当者と協議し適切な措置を講ずること。

特に次の安全確保に留意し災害の防止に努めること。

- (1) 高所作業における落下事故、転倒事故の防止
- (2) 火気の安全管理
- (3) 第1種・第2種酸欠場所の安全管理
- (4) 有毒ガス、引火性ガスに対する安全管理

5 交通安全及び公害対策

工事車両は、交通安全の確保及び公害等の対策に万全を期すこと。

6 苦情の対応措置

当該工事の施行について苦情を呈された場合には、受託者は誠意をもって対応し、必要に応じて公社担当者に報告すること。

7 発生材(建設副産物)の処理等

- (1) 次の国の法律・要綱の規定を遵守し資源の有効利用と廃棄物の抑制に努めるとし、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の指定副産物は、特に再資源化に努めること。

・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

・「再生資源の利用の促進に関する法律」

・「建設副産物適正処理推進要綱(H14.5.30改)」

- (2) 建設副産物(アスベスト含有製品を含む。)の処理先については、別紙「建築副産物処理先一覧表」を参照のこと。

- (3) 特別管理産業廃棄物(PCB等)に該当する恐れのある物については、分析を行い、結果を公社担当者に遅滞なく報告、協議し適切な措置を講ずること。

8 他工事との取り合い

当該工事と関連する工事相互間においては、工程を相互に調整し、協調して施行すること。

9 建設機械の選定

建設機械は、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型のものを使用し、作業時間に留意し必要な防塵対策を施す等、工事公害の防止に努めること。

10 シックハウス(揮発性有機化合物)の対策

- (1) 内装改修・設備改修等(執務並行改修の外壁塗装等工事を含む。)において使用する建築材料又は塗料等はF☆☆☆☆を基本とする。
- (2) 工事完成後から引渡し前において、揮発性有機化合物の放散を促進するため、繰り返し換気を行うこと。
- (3) 内装工事を行った場合には、原則工事後化学物質の測定を行うこと。

IV しゅん功時の提出書類

工事完了後速やかに「工事しゅん功届」を提出し、原則として、次に掲げる書類について各1部提出すること。

1 工事写真

「工事写真の撮り方(建設大臣官房官庁営繕部監修)」等による

2 試験成績書

※証明書の日付の記入を忘れずに

3 保証書

4 建設副産物処理書類等

- (1) 産業廃棄物 マニフェストE票の写し
処理業者との契約書の写し
- (2) 建設発生土 許可証等の写し
- (3) 有価金属 売却に係る領収書等の写し
- (4) PCB濃度等分析成績書の原本(該当時のみ)

5 社内検査

工事の品質確保のため、社内検査を行うこと。

6 その他

月報、実施工程表、しゅん功図など監督員の指示による。

V 工事及び業務に係る事故等が発生した場合の連絡

夜間(17:45から翌日8:45まで)・土・日・祝日の全日に事故等が発生した場合は、緊急連絡センター(741-0051)に至急連絡すること。

平成15年4月1日 作成

平成25年4月1日 改訂

平成28年4月1日 改訂